

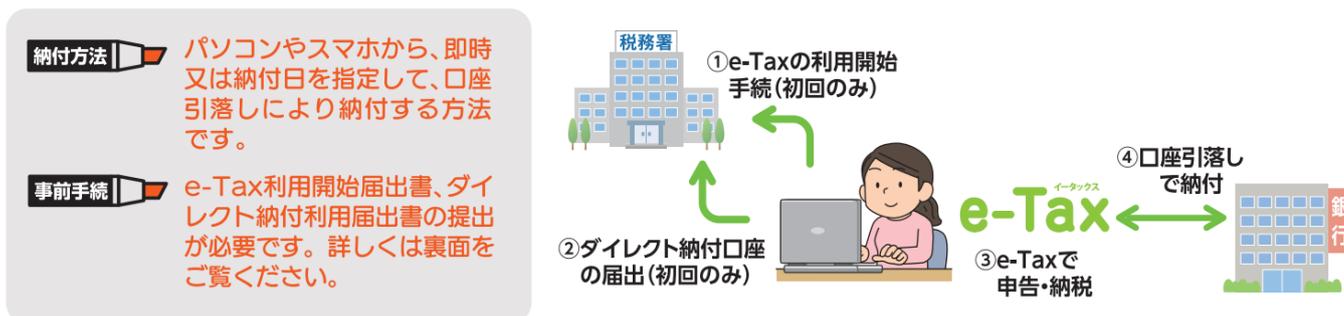
税金はキャッシュレスで納付する時代へ

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、令和6年5月以降は一部の納付書について送付を取りやめています。4月からスタートした自動ダイレクトの機能も含めて、国税のダイレクト納付についてご紹介いたします。

I ダイレクト納付とは

(出典: 国税庁HP)

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落としにより納付する方法です。



① e-Taxの利用開始手続は法人税等の電子申告をしたことがある会社様は不要です。

利用者識別番号と暗証番号は担当者にお問い合わせください。

e-Taxの利用開始手続⇒



② ダイレクト納付口座の届出(書面)の提出から利用開始まで約一か月かかります。

余裕を持ったスケジュールでお申し込みください。

ダイレクト納付口座の届出⇒



③ e-Taxソフト(WEB版)で申告・納税するには「事前準備セットアップ」のインストールが必要です。

事前準備セットアップ⇒



④ 即時 or 指定日に口座引落としで納付となります。手数料はかかりません。

II 令和6年4月からはさらに便利に！自動ダイレクト機能

上記③の申告等データを送信する際に、必要事項にチェックをするだけで、各申告手続の法定納期限の当日に自動的に口座引落としによる納付ができることになりました。毎月納付のある源泉所得税の納付に特にオススメです。(納税額1,000万円(※)以下、法定納期限内の手続に限る)

※令和8年4月1日以降は3,000万円、令和10年4月1日以降は1億円

III (参考)キャッシュレス納付のメリットデメリット一覧

種類	メリット	デメリット
 ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> いつでもどこでもPCやスマホで利用できる 手数料が無料 	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxの利用登録が必要(初回のみ) ダイレクト納付の申請が必要(初回のみ)
ネットバンキング	<ul style="list-style-type: none"> いつでもどこでもPCやスマホで利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxの利用登録が必要(初回のみ) 銀行の所定の手数料がかかる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> いつでもどこでもPCやスマホで利用できる 事前の申請不要 ポイントを貯めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 納税額に応じた決済手数料がかかる(納税額10,000円を超えるごとに83.6円)
スマホアプリ納付	<ul style="list-style-type: none"> いつでもどこでもスマホで利用できる 事前の申請不要 	<ul style="list-style-type: none"> 納付金額30万円以下の制限あり

工場の建設を検討している会社、注目の税制！

今回は工場新設などの際に使える税制優遇、地域未来投資促進税制¹について紹介していきます。

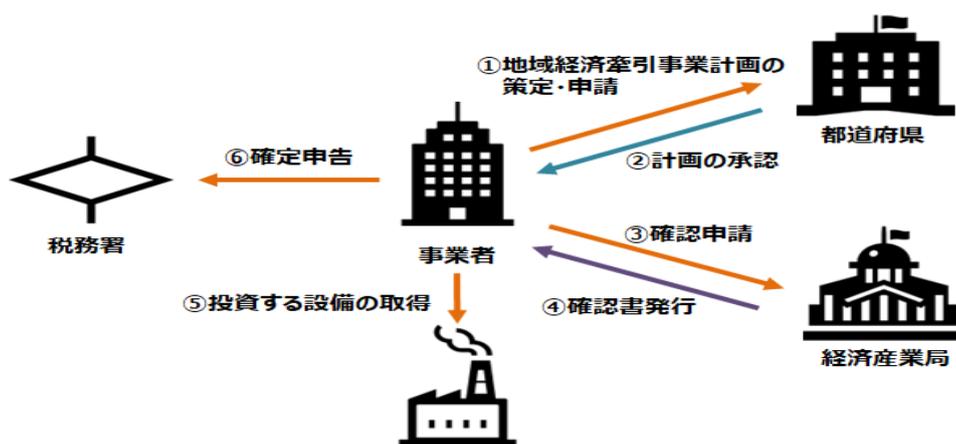
○地域未来投資促進税制とは？

地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、**特別償却(最大 50%)**又は**税額控除(最大5%)**を受けられることができる税制になります。また**固定資産税・不動産取得税の課税免除**又は**不均一課税**を受けられる場合があります。²

○対象資産は？

建物、建物付属設備、構築物、機械装置、器具備品

○申請フローは？



参照: 経済産業省 HP

【STEP1(①～②)】都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認(申請先⇒都道府県)

<地域経済牽引事業の要件>

①地域の特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済的効果

【STEP2(③～④)】国(主務大臣)による課税特例の確認(申請先⇒地方経済産業局)

<課税特例の要件>

①労働生産性の伸び率 4%以上 or 投資収益率 5%以上、②設備投資 2,000 万円以上、③設備投資額が前年度減価償却費の 20%以上、④売上高の伸び率が 0 を上回り、かつ過去 5 年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 5%以上高い、⑤旧計画がある場合、当該計画が終了しており、その労働生産性の伸び率 4%以上、かつ投資収益率 5%以上

○注意事項は？

- ・要件にもあるように付加価値の創出、労働生産性の向上が見込めないものは対象外です。(例: 本社建替えなど)
- ・対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。
- ・地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません。
- ・対象資産にかかる工事の着工は地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要です。

¹ 8月26日時点では本税制の適用期限は2025年3月31日までですが、延長されることが予想されます。

² 詳細の要件、適用期限については各都道府県・市町村へ事前にご相談ください。

預金保険制度について

皆さんがお金を預けている銀行・金融機関が万が一破綻したとき、その預金はどうなるのでしょうか。銀行や金融機関が倒産するというのはなかなか想像しづらいですが、直近ですと10年以上前になりますが、平成22年に日本振興銀行(初めてのペイオフ発動)、平成15年には足利銀行(現在は再建済み)などが破綻しており、可能性として全くないわけではございません。今回は銀行が破綻した際に我々の預金を守られる預金保険制度(ペイオフとも呼ばれています。)についてご説明してまいります。

【預金保険制度(ペイオフ)とは】

預金保険制度とは、万が一銀行や金融機関が破綻した際に、預金者が銀行に預けている一定額の預金等を保護するための保険制度です。預金者は預金保険制度に加盟している銀行・金融機関に預金をすると、銀行・金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険契約が成立します。この預金保険機構とは昭和46年に政府・日本銀行・民間銀行が共同に設立した組織です。

預金保険制度の保護の範囲は以下の表になります。

	預金などの種類		保護の範囲
預金保険制度 の <u>対象</u>	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金など (決済性普通預金など)	全額保護
	一般の 預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金など	合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息等を保護
預金保険制度 の <u>対象外</u>	外貨預金など		保護対象外

「決済用預金以外の元本1,000万円を超える部分とその利息等」及び「預金保険の対象外の預金等」については、破綻した銀行・金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされる可能性があります。

【預金保険制度(ペイオフ)の実務】

一般預金等については、1つの銀行・金融機関に、同一の預金者が複数の預金口座を持っている場合、それぞれの預金口座が保護されるわけではなく、預金者ごとに合算した上で、「元本1,000万円までと破綻日までの利息等」が保護されます。この合算作業を「名寄せ」と言います。この名寄せには正確な預金者のデータが必要になりますので、氏名や住所、電話番号などに変更がありましたら速やかに取引金融機関で変更手続きが必要です。

もう一点、預金者が破綻した銀行・金融機関に借入金等がある場合には、預金等(債権)と借入金等(債務)を相殺することができます。なお、相殺は破綻した銀行・金融機関が勝手に行うことにはないので、預金者が相殺の意思表示をする必要があります。

【銀行・金融機関に預けている預金を守るために】

冒頭でも申し上げましたが、最近10年で銀行金融機関が破綻した例はございません。銀行・金融機関が破綻するのは稀なケースかと思いますが、ご不安な方は決済性預金を活用されるのはいかがでしょうか。

決済性預金は当座預金、決済性普通預金で、上記の表のとおり全額が保護対象となります。その中でも決済性普通預金は皆様が普段使われている普通預金とほぼ変わりがないものですので、今まで通り利用できるかと思えます。決済性預金への切り替えは、一般的には簡単な書類を提出すれば切り替えられるはずですが、各銀行・金融機関によって手続きなどは異なりますので、ご利用の銀行・金融機関にお問い合わせください。

ちなみに普通預金との違いは預金利息がつくかつかないかです。最近預金利息も上昇傾向ですので、破綻による不安と、得られる預金利息とを天秤にかけてご検討いただければ幸いです。

最低賃金の改定について

令和6年7月25日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、最低賃金引き上げの目安について全国加重平均1,054円、上昇額50円の内容で答申をまとめました。これに準じて各地域別最低賃金額改定の目安も、全国加重平均1,054円、上昇額50円と、過去最大であった昨年の引上げ幅を大きく上回る内容が予想されます。政府は、2030年代半ばまでに最低賃金の全国加重平均を1,500円になることを目指すと述べています。

(1) 地域間経済格差を縮める

2021年から続く物価上昇による労働者の生活への影響を重視し、企業における賃金支払能力等も勘案して、引き上げ額の目安は過去最大の50円で、全国一律とされています。

賃金格差は大都市への人口流出を加速させ、地方の人手不足の深刻化に繋がっていました。引上げ額を全国一律にすることで、最低賃金による地域間の経済格差の是正を図ります。

一方で、最低賃金が大幅に上がることとなります。対策として、中小企業の生産性向上支援、価格適切な転嫁に向けた取り組みの強化や「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用の促進、被用者保険の適用拡大等の見直しへの取り組みも要望されています。

(2) 最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき各都道府県ごとに賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には最低賃金額との差額を支払わなければならないなりません。最低賃金額以上を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

※例外的に、管轄の労働基準監督署へ最低賃金の除外申請をすることで免除できる制度もあります。

(3) 最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種に関わりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。(パートタイマー、アルバイト、臨時社員、嘱託社員などの雇用形態の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。)派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が適用されます。

(4) 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金
(結婚祝金等の労務の対価にならないもの)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる臨時の賃金(賞与など)

(3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
(定額時間外手当等のみなし残業)

(4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
(基準が曖昧で一律に支給されるものは最低賃金に含んで計算します)

なお、**住宅手当は、最低賃金の対象となります。**

(5) 令和6年度最低賃金額改定目安(答申内容)

令和6年7月25日、中央最低賃金審議会にて、地域別の最低賃金額改定目安について、答申がまとめられました。

都道府県 (一部抜粋)	令和6年 最低賃金(答申)	引上げ額
東京	1,163	+50円
神奈川	1,162	+50円
埼玉	1,078	+50円
千葉	1,076	+50円
愛知	1,077	+50円
大阪	1,114	+50円

(6) 最低賃金以上かどうかを確認する方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

【例】東京都 最低賃金が1,163円になると仮定
月平均所定労働日数 20日、所定労働時間 8時間
① 基本給 180,000円、② 住宅手当 10,000円
③ 家族手当 10,000円 ④ 通勤手当 5,000円

月給 205,000円から最低賃金の対象とならない
③ 家族手当、④ 通勤手当を除くと、対象額は
190,000円になります。

$190,000円 \div 160時間 = 1,187.5円 > 1,163円$

この時期に今一度、社員、時給者等が最低賃金を上回っているか給与の確認をお願い致します。
お困りごとがございましたらご相談下さい。



『社会をよくする投資入門』

～経済的リターンと
社会的インパクトの両立～

鎌田恭幸(著)
 NEWS PICKS PUBLISHING
 (2024/5)
 1,980円

いい会社への厳選投資を理念に鎌倉投信を立ち上げた
 鎌田代表が、社会をよくする投資について語った一冊

【感想】

2024年1月から新NISA制度が始まって、投資を考えたり、実際に取り組まれている方も多いのではないのでしょうか。投資・資産形成においては、「いかにお金を増やすか」ということだけに目が行きがちですが、著者は、金融市場の中だけで増殖しようとするお金が増えると、経済の潤滑油であるはずのお金が、逆に、経済や社会を不安定化させるリスクを危惧されています。

本書では、会社経営の最大の目的は「人や社会の幸せの追求と実現」としており、「社会そのものに新たな価値が生まれ、社会も、未来も、自分自身も豊かになる投資」という観点で、投資論が解説されています。

投資について語った本ですが、「いい会社」を厳選して投資をしてきた著者ならではの、世の中から必要とされる会社に求められる視点が大変参考になります。また、「お金」や「規模」という表面的なモノサシではなく、違った目線で世の中を見渡せるためのヒントを得られます。

【以下引用】

・「いい会社」を見る3つの視点

- ① 人:会社の事業を担う社員を大切にしているかどうか。「人」とは、人材を生かせる会社かどうかである。社員個人の尊重、企業文化、経営姿勢などから醸し出される会社の雰囲気の中に、会社の存在目的である「ありがたい姿」、言葉を換えると「わが社は何屋か」が明確かどうか。
- ② 共生:誰とともに社会に価値を提供しようとしているか。「共生」とは、多くの人とともに持続的な社会をつかっていくという視点から、顧客、取引先、地域社会、自然環境などよい関係を築いているか否かである。
- ③ 匠:他社にはない独自の強み、差別性があるかどうか。商品・サービスの優位性や独自性、市場性や収益性、変化への対応力や革新性に強みを有するかどうかである。

・会社の持続的成長を支える重要な柱 ①経営思想 ②健全な危機感 ③経営を革新する力

いずれも定量的に測ることが難しいだけに、経営者と繰り返し面談するなかで発せられる言葉や実際の行動、現場を訪問して職場の雰囲気や働く人の表情などに実際に触れることによって感じとるものだと思っている。

・障がい者雇用率にしても、法定雇用率を守っているか否かで合格点をつけるのではなく、いかに難易度の高い雇用挑戦し、本業のなかで雇用者の個性をどれだけ活かそうと努力しているかを現場で実感できれば確信につながる。表面的な数値だけではとても怖くて投資できない。

新NISAがスタートした影響もあり、企業型DC(確定拠出年金)の導入を検討される企業も増えてきております。興味がある方は担当者へご相談下さい。